

自然派くらぶ生協で 総代を一緒にやってみませんか



『総代』ってなに？

自然派くらぶ生協は『生活協同組合』です。生活協同組合は、組合員1人1人が主人公です。今利用されている商品やサービスを受けるだけでなく、組合員が意見を出し、その意見を基に事業を進める組織です。自然派くらぶ生協では毎年、組合員10,000人の代表として150人が総代となり、『総代会』に出席し生協運営にご意見をいただいています。

『総代』は総代選挙によって選ばれます。



2020年6月30日(火)までに、自然派くらぶ生協に在籍されている組合員であればどなたでも『総代』になる事ができます。但し、組合員本人であることが条件で、同一世帯のご家族でも『総代』になることは出来ません。『総代』は総代選挙によって選出されます。2020年7月～8月にかけて配布される本チラシや、自然派くらぶ生協事務所に設置される『総代選挙公告』をご確認下さい。『総代』に立候補される方は、**自然派くらぶ生協事務局にご連絡の上、『立候補届出用紙』をご請求ください。**用紙と返信用封筒をお届けいたします。『立候補届出用紙』に必要事項をご記入の上、選挙管理委員会事務局（自然派くらぶ生協八王子センター・本部内）にご提出ください。

『総代』の役割とは？



①総代会の議決に参加します

『総代会』とは生協の“最高意思決定機関”です。1年間の方針や事業運営の重要事項を決める、『総代』のみが議決に参加できる会議です。

②事業進捗や活動状況を確認する。

10月～11月の総代会議及び、毎年2月～3月に行われる総代中心の活動において、事業進捗や事業活動・組合員活動の状況報告を聞き、総代会で約束した内容が実行されているかの確認をしていただきます。

③商品のモニターをお願いします。

年間で数回、新商品や既存商品の試食をいただき、商品についてのご意見や感想・改善点等のご意見をいただき商品政策等に役立てます。

④組合員活動への参加やアンケート等で事業計画・活動計画についてのご意見を伺います。

組合員活動へ参加いただいているご意見や、年間通じて実施されるアンケートを利用して、事業計画・活動計画についてのご意見をいただきます（※『こんな生協になってほしい』『こんな取り組みにもっと力を入れてほしい』）。

質問



Q：総代会及び総代中心の会議（活動）に参加しなくてはならないのでしょうか。

A：総代会や会議に参加できなくてもご意見を出していただく機会がありますが、組合員同士の交流の場にもなっておりますので、日程が合う時には是非ご参加下さい。

Q：総代になると特典はありますか？

A：商品試食モニターとしての役割を基に、商品の改善や商品づくりに参加できます。

Q：参加したいけれど、子どもと一緒に構いませんか？

A：毎回、一時保育を準備しています。お預かりできる人数に制限はありますがお子さんと参加できます。是非ご相談下さい。

※今般の新型コロナウイルス感染症の推移によっては、参加の仕方や対応が変更になりますので、ご了承ください。



はじめての方も大歓迎です！商品や活動に関心のある方、生協で何かやってみたい、直接意見を出したいと思っている方、是非、立候補して下さい。

総代選挙公告

2020年7月1日
自然派くらぶ生活協同組合
総代選挙管理委員長 根目澤貴徳
(公証印略)

自然派くらぶ生活協同組合、定款第56条及び総代選挙規約に基づき、下記の通り総代選挙を行います。

2020年総代選挙

当選の確定は選挙管理委員が行い、総代選挙規約第11条に基づき『当選人の公告』を行います。

- ・選挙区における立候補者（推薦を受けた者）が定数の範囲内である場合は、立候補者（推薦を受けた者）全員を当選者とします。
- ・立候補者が定数を上回る場合は選挙を行います。選挙方法は選挙管理委員会が定めます。

総代定数	150人																					
任期	2020年10月1日～2021年9月30日																					
資格	1. 候補者登録は総代選挙規約第5条1項3号に基づき、2020年6月30日以前に登録され、組合員名簿に記載された組合員が権利を有します。 2. 総代選挙規約第6条1項に基づき、役員及び選挙管理委員は総代候補者になることができない。 ※総代選挙規約第2条に基づき理事会において選挙区を決定し、選挙区ごとの総代定数を設定していますが、定数を超えた選挙区から、定数に満たない候補者を割り当てる場合があります。																					
受付方法	自然派くらぶ生協事務局にご連絡の上、『立候補届出用紙』を請求ください。用紙と返信用封筒をお届けいたします。『立候補届出用紙』に必要事項をご記入の上、選挙管理委員会事務局（自然派くらぶ生協八王子センター・本部内）にご提出ください。郵送いただくか当組合に直接ご持参ください。（※ご記入がない場合及び必要事項のご記入漏れがあった場合、無効になることがあります。）																					
届出受付期間	2020年7月1日（水）～8月31日（月）17:00迄。 上記期間内までに、選挙管理委員会事務局（生協事務所）に到着したもの。																					
選挙	投票日 9月15日（火） 10時～ 場所 自然派くらぶ生協 会議室 総代選挙管理委員会の運営および管理において選挙を行います。																					
当選人の確定及び公告等	当選の確定は選挙管理委員が行い、総代選挙規約第11条に基づき『当選人の公告』を行います。 ・選挙区における立候補者（推薦を受けた者）が定数の範囲内である場合は、立候補者（推薦を受けた者）全員を当選者とします。 ・立候補者が定数を上回る場合は選挙を行います。選挙方法は選挙管理委員会が定めます。																					
選挙区及び定数	●選挙区及び定数は以下の通りです。 <table border="1"><thead><tr><th>選挙区</th><th>総代定数</th><th>対象行政区</th></tr></thead><tbody><tr><td>八王子・日野選挙区</td><td>72</td><td>八王子市、日野市</td></tr><tr><td>多摩南選挙区</td><td>32</td><td>多摩市、稲城市、町田市、相模原市、川崎市、横浜市</td></tr><tr><td>多摩中央選挙区</td><td>18</td><td>立川市、国立市、国分寺市、府中市、小金井市</td></tr><tr><td>多摩東選挙区</td><td>18</td><td>三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、杉並区、世田谷区、練馬区</td></tr><tr><td>多摩西選挙区</td><td>7</td><td>昭島市、福生市、青梅市、羽村市、あきる野市、西多摩郡（瑞穂町）</td></tr><tr><td>多摩北選挙区</td><td>3</td><td>小平市、東久留米市、武蔵村山市、東大和市、東村山市、西東京市、清瀬市</td></tr></tbody></table>	選挙区	総代定数	対象行政区	八王子・日野選挙区	72	八王子市、日野市	多摩南選挙区	32	多摩市、稲城市、町田市、相模原市、川崎市、横浜市	多摩中央選挙区	18	立川市、国立市、国分寺市、府中市、小金井市	多摩東選挙区	18	三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、杉並区、世田谷区、練馬区	多摩西選挙区	7	昭島市、福生市、青梅市、羽村市、あきる野市、西多摩郡（瑞穂町）	多摩北選挙区	3	小平市、東久留米市、武蔵村山市、東大和市、東村山市、西東京市、清瀬市
選挙区	総代定数	対象行政区																				
八王子・日野選挙区	72	八王子市、日野市																				
多摩南選挙区	32	多摩市、稲城市、町田市、相模原市、川崎市、横浜市																				
多摩中央選挙区	18	立川市、国立市、国分寺市、府中市、小金井市																				
多摩東選挙区	18	三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、杉並区、世田谷区、練馬区																				
多摩西選挙区	7	昭島市、福生市、青梅市、羽村市、あきる野市、西多摩郡（瑞穂町）																				
多摩北選挙区	3	小平市、東久留米市、武蔵村山市、東大和市、東村山市、西東京市、清瀬市																				

総代会までのスケジュール（今般の新型コロナウイルス感染症の推移によって会議の日程、開催方法などを変更する場合があります。）



【お問い合わせ先】

〒192-0045 東京都八王子市大和田町2-19-20

自然派くらぶ生活協同組合 総代選挙管理委員会 TEL: 042-644-1811